

令和3年度
鹿児島市立中学校生徒の
いじめの事案に関する
調査報告書

令和5年11月15日

鹿児島市いじめ問題等調査委員会

目 次

第1	はじめに	2
第2	本事案の概要と調査委員会への諮問の経緯	2
1	本事案の概要.....	2
2	当調査委員会への諮問の経緯.....	3
3	調査委員会の構成等.....	3
第3	事実経過	4
1	学校におけるいじめの予防や対応の体制について	4
2	生徒間の関係について.....	4
3	事案の発覚.....	5
4	令和3年度1学期及び夏休み（Aの1年生時）	5
5	令和3年度2学期（Aの1年生時）	13
6	令和3年度3学期（Aの1年生時）	17
7	令和4年度1学期（Aの2年生時）	22
8	Aの欠席状況とフリースクールの利用	23
第4	調査結果について	23
1	いじめに関する事実判断.....	23
2	重大事態の判断.....	24
3	学校の対応について.....	25
4	市教育委員会の対応について.....	33
第5	支援方策及び再発防止に向けた提言	35
1	学校への提言.....	35
2	教育委員会への提言.....	38
第6	おわりに	40
	【調査委員会 委員名簿】	42
	【調査審議の日程】	42
	【関係資料】	44

第1 はじめに

当鹿児島市いじめ問題等調査委員会（以下「当調査委員会」という。）は、鹿児島市いじめ問題等調査委員会条例1条により設置された組織である。

調査委員会の目的は、重大な事故（いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）28条1項に規定する重大事態を含む。）に対処し、本件いじめの事実の全容解明・本件いじめ事案への対処・同種事案の再発防止する点にあるところ、当調査委員会は、令和3年9月2日、鹿児島市教育委員会（以下「市教育委員会」という。）から「鹿児島市いじめ問題等調査委員会による調査・審議について（諮問 第1項）」の諮問を受け、本件鹿児島市立中学校におけるいじめの事実についての調査、並びに学校及び市教育委員会の対応の検証等を行い、いじめの再発防止に向けた提言等を行うこととした。

第2 本事案の概要と調査委員会への諮問の経緯

1 本事案の概要

学校の資料によれば、中学校で同じクラスとなった被害者とされる生徒（以下「A」という。）と加害者とされる生徒（以下「B」という。）は、当時家の方向が同じであったことから一緒に下校することもあり、担任によると、昼休みの時間をそのクラスの数人のグループで共に過ごす様子も見られたとのことである。

令和3年7月にBが、授業中に教室でAの悪口を書いた紙を広げ、それを見た別の同級生がAにその内容を伝えたことにより、Aがそのことを知ることとなった。その後、Aは心身の不調を訴え、2学期以降の学校生活に不安を感じ、夏休みに医療機関を受診したことから、Aの保護者からいじめの重大事態の申立てがなされた。（いじめ行為等の有無の判断等を含め当調査委員会が認定した具体的事実については以下に述べる。）その後、新型コロナウイルスの感染拡大による分散登校が終わった同年

10月頃から、Aの体調不良が続き、再度病院を受診した。令和4年に入ってから、Aの保護者から学校に対し、いじめが続いていることの相談がなされてはいたこともあり、学年が変わった同年4月から、学校はAとBのクラスを分けるなどの対応を図ったが、最終的にAは転校するに至った。

2 当調査委員会への諮問の経緯

学校は、関係生徒からの聴き取り及び指導、関係生徒保護者を交えての話し合いの場の設定等を行い、関係生徒間で問題が生じないように見守り体制をとったものの、A及びAの保護者の不安は払拭されず、令和3年8月2日、Aの保護者は学校に対し、本事案は重大事態であるとの申立てを行い、同月3日に学校は市教育委員会にその旨を報告した。

学校は、同月18日、Aの保護者から医療機関の受診や重大事態の申立てについて確認した上で、重大事態発生の疑いがあると判断し、重大事態が発生した旨を市教育委員会に報告した。

学校から報告を受けた市教育委員会は、同月20日、市長に重大事態の申立てがあったことを報告し、同年9月2日、法28条に基づき、当調査委員会に対し、重大事態に係る事案として諮問した。

3 調査委員会の構成等

当調査委員会は、本事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない学識経験者2名、弁護士1名、精神科医1名、臨床心理士1名、警察官OB1名で構成され、本事案については、途中から特別委員として弁護士1名が加わった。

そして、当調査委員会は、令和3年9月から関係資料の精査や関係者に対する聴き取りを行うとともに、本事案に係る事実関係やいじめ防止のための対策などについて調査審議を行った。

第3 事実経過

1 学校におけるいじめの予防や対応の体制について

学校では、法13条に定められている学校いじめ防止基本方針が作成され、令和3年度においても学校作成のホームページへ記載されていた。

法22条に定められている学校いじめ対策組織は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、各学年の生徒指導担当教員、養護教諭、スクールカウンセラー（以下「SC」という。）によって構成される、「いじめ防止対策チーム」（学校いじめ防止基本方針では「いじめ防止対策委員会」と記載）として、生徒指導部会とは別に設置されていた。

いじめの未然防止に係る活動としては、鹿児島市から案内があったいじめ未然防止等のために標語やポスター作りに対応して、生徒会役員からも生徒へ呼びかけを行うといった取組みや、友達と喧嘩するなど生徒が困った場面に直面した時の対応の仕方を考えさせたり教えたりする「XXXXXXXXXX」が実施されていた（令和3年度3回）。

さらに学校によれば、いじめが発生した際の対応としては、基本的には学年単位で対応しており、担任、副担任、生徒指導担当教員らで手分けして事実確認を行い、解決に向かいそうであれば当事者間での謝罪を行い、保護者へ経緯を連絡している。また、解決が難しい場合やケガや暴行など、緊急性を要する案件の場合は、事実確認の途中であっても管理職へ報告し、適宜学校いじめ対策組織で情報を共有して、対応を協議していたとのことである。

本事案についても、学年、及び学校いじめ対策組織で対応している。

2 生徒間の関係について

学校によると、AとBは、本事案発生前は、家の方向が同じであったことから一緒に下校することもあったとのことである。また、担任によると、AとBは、昼休みの時間をそのクラスの数人のグループで共に過ごす様子も見られたということである。ただし、Aの保護者によれば、

令和3年5月頃、AとBの関係が一時的に悪化したこともあったようである。

3 事案の発覚

本件に関係する生徒から聴き取った内容をもとに学校が作成した資料によれば、令和3年7月8日（木）、午前の授業中にBが「A、うざい、死ね」と書いた紙を広げたところ、それを見たBの近くの席の生徒が、その内容をAに伝えた。また、午後の授業中には、この紙をBが他の生徒たちに回し、ある男子生徒に対し、Aについて「加害者が被害者みたいに良い子ぶんな」と発言した。当該男子生徒が「Aが学校に来なかったらどうする？」と言ったところ、BはAが欠席しても構わないといった趣旨の発言をした。

同月9日（金）、Aの保護者から、教頭に対し、これはいじめではないかとの相談がなされたため、担任がAとBにそれぞれ聴き取りを行い、学校が当該事案を知るに至った。

4 令和3年度1学期及び夏休み（Aの1年生時）

(1) 令和3年7月9日から同年7月31日まで

ア 同年7月9日（金）

担任のBからの聴き取りによれば、Bの前日の発言やAの悪口を書いた紙を作成した理由は、AがBの好きな人を他人に明かしたと、Bが考えたためであった。そこで、担任は、Bに対し、Bが紙に書いたことは恐ろしいもので、良くないことであると指導した。

Bは、紙に「A、うざい、死ね」と書いて、その紙を授業中に広げた行為が悪かったこと、また、できればAにあやまりたい旨を担任に伝えた。そして、担任は、Bの保護者に電話で本事案についての説明をした。

担任は、Aに対しても聴き取りを行っており、学校の記録によれば、その際、担任はAに対し、「辛かったね。」と声をかけたと記載されている。

る。

なお、上記担任のAに対する声かけについて記載された学校の記録は、Aの保護者の情報開示請求に基づき、同年8月17日に情報開示決定により開示されているが、それを見たAは、担任からそのようなことを言われた覚えはなく、同記載をみたAは、担任に対し、不信感を募らせるようになったとのことである。

また、担任は、Aが不安にならないようにするため、他の生徒たちに対し（学校によれば学級全体、Aの保護者によれば全校集会で）、一般論として不確かな情報を簡単に信じて人に広めたりしないようにという話をした。そして、学年主任は、Bの保護者と電話で今後の対応について話し合った。

なお、同日と翌10日の二日間、Aは教室に入らず、保健室で過ごしている。

イ 同年7月10日（土）

来校したAの保護者が、「いじめ防止対策推進法23条4項」に基づいてBを本来の教室と異なる別室に登校（以下、「別室登校」という。）させるべきとの意見を学校に伝えたところ、学校は、Bを即刻別室登校にすべきとは考えていないと回答した。その理由として、校長は、Aの保護者に対し、Bも我が校の「かわいい生徒」であり、別室登校以外の方法についても、市教育委員会と協議しなければならない旨述べた。

もともと、Aは、同月9日及び10日は教室に入らず保健室で過ごし、また、Bが週明けの同月12日及び13日は学校を欠席したため、同月9日から13日までの間、AとBは、同じ教室で授業を受けることはなかった。

また、Aの保護者は、上記Bの別室登校の他に、学校に対し、B及びBの保護者からの謝罪を求めた。

学校は、同月9日の担任からBへの聴き取りの際に、BがAに謝罪したい旨を発言していたこと、またAの保護者がB及びBの保護者からの

謝罪を求めていたことから、BからAへの謝罪の場を設けようと考えた。

そこで、校長室にて、Aの保護者、校長、教頭、学年主任及び担任が同席の上、学年主任がAに対し、BからAへの謝罪の場を設けていいか確認した。これに対しAは、今は謝られても謝罪を受け入れられない旨返答したため、学年主任は、Aが謝罪されたときに何も言わなくてもいいからと提案したところ、Aは謝罪の場を設けることについて了承した。

これを受けて担任は、別室にBを呼び出し、Bに対し、BがAに対して謝罪をしても、Aは何も言わないことについて説明したところ、Bはそれでもいいから謝りたいと述べた。

そこで、学校は、同日の放課後、BがAに対する謝罪の場を設けることにした。

同日の放課後、全体職員室にて学年主任及び担任が同席の下、BがAに対し、謝罪をしたが、Aは、事前に担任に伝えていたように、この謝罪に対し何も言うことはなかった。

その後、学校は、市教育委員会に、本件をいじめ事案とする報告をし、市教育委員会は、学校に対し、法に則した対応を行うように指導した。

また、学年主任は、Bの保護者に対し、本事案について話をするため、来校を依頼した。

なお、学校が同級生に聴き取りを行った資料によると、同日、上記謝罪の場の前の授業間の休み時間に、Bが同級生に対し、「Aさんってうざくない」と言い、その同級生がBの発言をAに伝えたということがあった。

その他、学校がAに聴き取って作成した資料によれば、同日、Bと仲が良い同学年の他クラスの生徒2名がAを睨んできたとのことであるが、同生徒2名は、そのことについて否定している。

また、Aの保護者によれば、同日、学年主任との話の中で、定期的に行っているいじめアンケートとは別に、本事案に関するアンケートを実施する予定はなく、その理由としては混乱を招くからだといった趣旨の

話をされたとのことである。

ウ 7月11日(日)

校長、教頭、学年主任及び担任が、来校したBの保護者に対し、本事実案についての概要を説明した。そして、最終的にBの保護者は、Aの保護者に対し謝罪することを承諾した。

学年主任は、謝罪の場の日時を決めるため、Aの保護者に連絡をとったところ、Aの保護者は、謝罪の場には、Bも来て欲しいと伝えた。

なお、Aの保護者によると、学年主任から電話で、いじめに関係する生徒間で言い分に食い違いがあった場合、どちらも信じるといった趣旨のことを発言され、Aの保護者は、学校の被害側に寄り添わない姿勢に、不信感を覚えたとのことである。

エ 7月12日(月)

担任は、Aから、自分がBの好きな人を他の人に漏らしたという噂話が広まっていないか不安であると聞いた。これを受けて担任は、クラスで噂話に苦しんでいる人がいることを伝えた上で、不確かな情報を信じて人に広めたりしないようにという指導をした。

また、学校は、管理職の教諭である校長及び教頭に加え、担任、学年主任、養護教諭及び教務の教諭で構成される臨時生徒指導部会を開き、これまでの経緯について共通理解を図るとともに、Aの保護者の要望を受けて、AとBができるだけ接触しないように教室には可能な限り教員がいるようにするという見守り体制を整えること、いじめ防止のためにAとBの席の配置を配慮すること、今後何かがあったときに早急に情報を共有すること等を確認した。

なお、クラスの席替えは、1か月毎に行われており、夏休みが明け、分散登校が終了した同年10月から、AとBの席が離れるようにしている。

同日及び翌13日、Aは登校するが、Bは学校を欠席した。

オ 7月13日(火)

学校の企画委員会で、校長は各主任に対し、本事案の経緯説明と今後の指導の在り方、いじめ防止に対して再度意識して取り組むように指示をした。

校長、教頭、生徒指導主任、学年主任及び担任の立ち会いのもと、Bの両親、Aの母親が参加して、謝罪の場が校長室で設けられた。Aの保護者は、B本人の参加も求めていたが、Bは、学校を休んでおり、同謝罪の場には出席しなかった。

謝罪の場では、学校による経緯の説明の後、Bの保護者からAの保護者へ謝罪の言葉があった。しかし同時に、同謝罪の場では、Bの保護者から、Aも友人（同級生）に「タックル」や「ミゾオチボディブローもしている」旨の発言等があった。

なお、学校は当初から、「ミゾオチボディブロー」なる行為は、「タックル」なる行為と別個のものと捉えておらず、「ミゾオチボディブロー」はミゾオチへのタックルということで、「タックル」という言葉に含まれる同様の行為と捉えていた。

カ 7月14日（水）

同月12日及び13日に休んでいたBは登校したが、Aの保護者から、Bを別室登校にしてもらいたいとの要望があり、学校はBを翌15日まで、別室登校とした。なお、Aの保護者によれば、学校はこの日半日でBの聴き取りを済ませた後に、Aに確認せずにBを教室に戻そうとしたが、Aの保護者がそれに反対したとのことである。

これに対して校長は、AもBも大切な生徒であり、Bを信じるのが教育と考えている旨をAの保護者に伝えている。また、校長によれば、校長がBと面会したところ、Bが反省しているように思われたこと、及びBの授業を受ける機会を確保する必要があると考え、市教育委員会に相談の上、Bを教室に戻そうとしたとのことである。

さらに、学校側の資料によると、同日、生徒指導主任は、AとBにそれぞれ面談を行っている。

同面談で、生徒指導主任は、Aからは、本件について誰にも話して欲しくないこと、及びBに対しては、AがBの好きな人を他人に伝えたことは嘘であることを、Bの口から皆にちゃんと伝えて欲しい旨の要望を聴き取っている。

そして、生徒指導主任は、Bから、Aと仲良くやっていきたいと伝えて欲しいこと、並びにBがAの悪口を書いたこと、及び他の生徒にBの好きな人をAが話したと言ってしまったことについては、Bが悪かったと思っているとの話を聴き取っている。

上記の同月13日のBの保護者の発言のうち、Aが行ったというタックルについて、学年主任が同級生へ聴き取りを行ったところ、同級生の1名が、Aにタックルのようなことをされたと覚えていた。学校が作成した聴き取りの記録によると、その同級生は、令和3年5月頃、教室の後ろで、Aから「タックルしていい？」と聞かれ、返事をしないうちにタックルをしてきたことが2、3回あり、同月頃、AがBに対してタックルをしているのを1回くらい見たとのことである。

上記のように、学校は、「タックル」と「ミゾオチボディブロー」は同一の行為と考えていたため、「ミゾオチボディブロー」については、特に生徒からの聴き取りを行っていない。

キ 7月15日（木）

生徒指導主任及び担任がBに面談し、生徒指導主任がAに面談した。

この面談において、生徒指導主任は、Aから、教員達がBを見ているのであれば、Bが同じ教室に入ってもよいとの回答を受けた。

ク 7月16日（金）

担任が事前に、Aに対し、Bが教室に入っても良いか聞いた上でBをAのいる教室に入れた。

学校は、同日から令和4年3月末まで、AとBが同じクラスにいる時は、授業間の休み時間中に前の授業の教員が教室に残るようにする等、教室には出来るだけ教員がいるようにし、AとBに問題が起きないように

にする見守り体制をとっている。

同級生から情報のあった、AからBへのタックルについて、学年主任が同日Bへ確認したところ、BはAに押されたことは覚えていたが、タックルについてはよく覚えていないと答えた。

ケ 7月20日(火)

Aが、学年主任に対し、自分がBの好きな人をばらしたという事実はないので、Bにそのことを認めて欲しいと申し出た。そこで、学年主任がBの発言を聞いた3名の生徒、及びBを呼んで、話をする機会を設けた。

学校が当時の話し合いの内容を記録した資料によると、この場でBは、好きな人をばらされたことは、自分の「誤解」であったと述べた。

なお、Aの保護者によれば、AがBの好きな人をばらしたということは、Bの単なる「誤解」ではなく、これは故意による「ウソ」と考えているとのことである。

コ 7月21日(水)

来校したBの保護者に、学校がAのタックルについて、同月14日及び16日に生徒から聞きとった上記内容を説明したところ、Bの保護者は、今後Aのタックルについて問題視するつもりはないことを学校側へ伝えた。

そして、学校は、Aの保護者に、電話でこのBの保護者の意向を伝えたとところ、Aの保護者は「ミゾオチボディブロー」や暴行的な「タックル」がなかったのであれば、Bの保護者の発言が間違っていたという謝罪が欲しいと述べた。

同日、学校を訪れたAの保護者は、Bの保護者が、Aが他の生徒に「タックル」や「ミゾオチボディブロー」をしたと述べていたことから、そのよううわさが広まってしまうのではないかという不安があるとして、学校やBへの不信感も払拭されておらず、いじめは解消されていないと認識していると伝えた。さらにAの保護者によれば、Bの保護者が

「ミゾオチボディブローもしている」と言ったことを、教頭が覚えていない様子であったため、あらためて謝罪の場で取られていた録音を聞き直すことを教頭に要望したが、学校は対応してくれなかったと述べている。

サ 7月22日(木)

学校が、前日伝えられたAの保護者の意向を踏まえて、Bの保護者に確認したところ、Bの保護者は、「7月13日の謝罪の場で心から謝罪をし、その後もBに対して指導を継続している。Aのタックルは事実が確認できているため、そのことについて謝罪の必要はない」等と述べた。

ここでBの保護者は、「タックル」についてのみ回答し、「ミゾオチボディブロー」については回答をしていないが、上記のように学校は、「タックル」と「ミゾオチボディブロー」は同一の行為と捉えていたことから、Bの保護者に、「ミゾオチボディブロー」について確認することはなかった。

(2) 令和3年8月1日から同月31日まで

ア 8月2日(月)

Aの保護者が学校に対し、Aは「学校に行きたくない」、「転校したい」と言っていることから、Aを■■■■に受診させてカウンセリングを受けさせようと考えていることを伝えた。

また、Aは、夏休みに入ってから、Bの保護者が、Aが「タックル」や「ミゾオチボディブロー」をした等の噂を広めているのではないかと不安になっており、2学期以降の学校生活にも大きな不安があるため、重大事態の申立てをすとの連絡がAの保護者から学校へあった。

イ 8月3日(火)

学校は、前日にAの保護者から受けた連絡内容を市教育委員会に報告した。

Aは、臨床心理士が在籍していてカウンセリングも提供している■■■■へ受診した。

ウ 8月13日(金)

Aは、上記3日に受診した[]へ再度受診した。

エ 8月18日(水)

学校は、Aの保護者から医療機関の受診や重大事態の申立てについての確認をし、それを市教育委員会に報告した。

なお、Aが受診した医療機関は[]であり、同年9月13日、同医療機関に2回目の受診をしているとのことである。

オ 8月20日(金)

学校から報告を受けた市教育委員会は、市長に重大事態の申立てがあったことを報告した。

5 令和3年度2学期(Aの1年生時)

(1) 令和3年9月1日から同年10月31日まで

ア 9月1日(水)から同月30日(木)

Aの保護者によれば、9月1日から2学期が始まったが、その日にAが友人と話しているところに、Bがその会話に入ってくるという出来事があり、AはBのとったその行動にショックを受けたとのことである。

また、9月2日から9月30日までは、新型コロナウイルスの感染拡大による影響で学校は分散登校を行っていたが、AとBは違う登校グループであったため、両生徒の接触はなかった。

9月17日に、Aは、同年8月に受診していた医療機関へ受診している。また、Aの保護者は、Aの登校が困難になった時のため、フリースタールの申込みをし、そのことを学校に連絡をした。

9月24日には、Aの保護者が市教育委員会に対し、「ミゾオチボディブロー」の件についての学校の対応への不満を伝えていた。

イ 10月1日(金)から10月31日(日)

学校は、通常登校の体制へ戻ったが、担任らの配慮によりAとBの座席は離されており、また教員達による両生徒への見守りも継続されている。

た。しかし、Aの保護者によると、この頃、Aは、Aがタックルをしたという噂が広まっているのではないかという不安から、好きであった■■■■■■■■■■にも行くことができなかったとのことである。

(2) 令和3年11月1日から同年11月30日まで

ア 11月4日(木)

AがAの友人と二人でいるときに、Bがその友人に対して、「10秒以内に帰ってきなさい」等と言い、Aと友人が話し始めると10カウントを始め、カウントが終わると同時に、友人がBのもとへ戻らないといけないという件(以下「10カウント」という。)について、担任は、A及びAの友人から相談を受けた。

「10カウント」が起きた詳しい時期は不明であるが、分散登校が終わった10月1日以降のことと考えられる。

担任がBに対し、「10カウント」の件を確認したところ、BはAのところに行こうとする友人だけでなく、他の同級生やBの兄弟に対しても同様のことをしているとのことであった。

そして、担任は、Bに対し、今後そのようなことをやめるよう指導し、Bは、「もうしません」と述べた。以降、Bは、「10カウント」を行っていない。

また、担任は、「10カウント」をされたAの友人からも聴き取りを行ったところ、Bが言っているように、BはAに対してだけでなく他の生徒へも「10カウント」を行っているとのことであった。

しかしAは、この「10カウント」が嫌で、友人と一緒に直接Bに話をしたいと担任に伝えたところ、担任は、AとBの二人を直接接触させていいのか判断がつかなかったため、学年主任に一旦相談しようと考え、Aに対し、少し待つように言った。そして、担任は、学年主任に報告して対応を相談した。

イ 11月8日(月)

担任によると、朝、Aから担任に対し、Aの保護者からBに直接話す

ことはやめた方が良いとAは言われたので、直接Bに話をすることはもう良いと伝えられたとのことである。それを受け、担任は、Aに対し、Bには担任が話をすると答えた。

ただし、Aの母親からの聴き取りによると、Aが担任に直接Bへ話をしなくても良いと伝える前には、以下のような経緯があったとのことである。

Aから、担任からBと直接話すのを待つように言われたことを聞いたAの母親は、そのことについて担任に問い合わせをしたところ、担任から、Bは、Aと直接話をしてAに謝罪できるような状態でなく、Aと直接話をすると騒ぎになるかもしれない旨の返答を得た。そこでAの母親は、まだBと直接話さない方が良いのではないかといった旨のことを、Aへ伝えたとのことである。

ただし、担任は、このようなAの母親とのやりとりについて記憶はないとのことであり、Aの母親と担任との認識に齟齬が認められる。

同日の昼過ぎ、Aの母親から、学校に対し、「10カウント」の件について、生徒指導主任に相談したいとの電話があった。

担任によると、その日、生徒指導主任が対応できなかったため、担任はその旨をAの母親に伝えるとともに、担任からBに指導してAの気持ちをBに伝えていること、明日、生徒指導主任からAに話を聞く予定であることを伝えたとしている。

しかし、Aの母親によると、「10カウント」の件について、担任がBに指導したという話は聞いていないとの認識であり、担任から上記のような説明は受けていないと述べている。

このように、上記の担任がBへ指導したことを、母親へ連絡したという担任の記憶と、そうした連絡は受けていないというAの保護者の記憶には齟齬が生じている。

ウ 11月9日(火)

生徒指導主任は、Aと予定が合わなかったためAと話をすることがで

きなかったので、そのことを担任がAの母親へ伝えたところ、Aの母親から、生徒指導主任に「10カウント」の件、及びAが仲の良い友達と帰りたいのに、Bがその友達と先に約束をしてしまうことについて伝えて欲しいと言われた。

エ 11月10日（水）

担任によると、担任はAの保護者に対し、生徒指導主任とAが話す時間が取れた旨の報告をするとともに、今後も生徒指導主任も入れて、学年部で対応していく旨を伝えた。なお、生徒指導主任とAが何を話したかは、担任も把握しておらず、また記録も残っていないため不明である。

(3) 令和4年12月1日～同月31日

ア 12月1日（水）～同月2日（木）

Aは、学校に行くことができず、フリースクールを利用した。

イ 12月3日（金）

担任によれば、担任は、Aがフリースクールに通ったことを心配し、Aの母親に電話連絡をしたところ、Aが学校に行くのに疲れていること、それについてはっきりした理由は分からない等の返答があったとのことである。

また、担任は、Aの母親から、その後の学年の対応について聞かれ、AとBの見守りの状況とBへの声かけを継続していることを伝えた。

ウ 12月21日（火）～同月22日（水）

Aは欠席した。

エ 12月23日（木）

Aの母親から教頭に対し、ここ2か月ほど体調不良が続いていること、かかりつけの医療機関である[]から「[]
[]
[]
[]
[]」と言われたとの連絡があった。

担任は、Aの欠席が続いたため、Aの様子を聞くためAの母親に連絡

てしまうという「10カウント遊び」ということがあるので、Bに止めさせて欲しいという話があった。学年主任は、そのことを今初めて聞いた旨の返答をし、聴き取り等を行うことをAの母親に伝えた。

そのため、Aの母親としては、繰り返し担任に相談してきたのに、そのことが組織的に共有、対応されていないと思い、担任や学校への不信感を強める契機となった。

しかし、実際には、学年主任は、令和3年11月4日に、既にBがAの友人に対して、「10秒以内に帰ってきなさい」と言って時間になったら友達をAの元から立ち去らせるという、「10カウント」の件を、担任から報告及び相談を受けて知っていた。ただし、同日にAの保護者から話を聞いた際には、「10カウント」という言葉は使われていなかったため、Aの母親が電話で話した「10カウント遊び」が、同じ話であることに気づかず、あらたな事案だと認識して、今初めて聞いたという応答をしてしまったとのことである。

なお、学年主任は、その後担任に確認した際に、令和3年11月4日に担任から報告を受けていたことと、今回の「10カウント」が同じ話であることに気が付いたが、そのことについて、母親に連絡して説明はしていない。

また、Aは同月の内8日間フリースクールに通っている。

イ 1月13日（木）

学年主任は、令和3年12月23日にAが早退した際、Bが「もう帰るの、 かなあ」と発言をした件について、Bに対し、事実を確認し、Aの心の傷は癒えておらず、何気ない言葉でも敏感に感じてしまうこともある旨説明し、今後気を付けるように指導した。

そして、学校によれば、学年主任は、Aの母親に対し、Bへの対応を説明するとともに、今後もAとBの見守り体制を続けていくこと、調査書の記入については、調査書は指導要録の内容を記載するものであるから、フリースクールに通っていることを記入しなければならないが、こ

の記入をもって入試に不利になることはない旨を伝えたとのことである。

これに対し、Aの母親によれば、学校からは、フリースクールに通っていることが調査書に記載があることが、入試に不利にならないという説明を受けたのではなく、フリースクールに通っていることが調査書に記載されていても、今後、入試までに出席日数が増えれば、出席日数が増えていっているという傾向が良い方に評価されるという説明があったにとどまるということである。

ウ 1月24日(月)

Aの保護者から給食停止の申請がなされていたことから、担任が今後のAの給食の提供について確認するためAの保護者に連絡したところ、Aの母親から、給食の件はAと確認をしてみることに、Aはフリースクールの日数が調査書に記載されることに不安を持っていること、下校の時に人に会いたくないこと、学校の空気を吸いたくないこと、Bに対し忌避感をもっていること、Aの保護者は、何かあったときの学校の対応に遅れがあり、学校に対する信頼を裏切られていると感じていること、及び再発防止に向けた学校の対応について責任のある立場の人から返答が欲しい旨を伝えられた。

エ 1月26日(水)

Aの母親の学校の対応について責任のある立場の人から返答が欲しいという要望に応える意図で、校長がAの母親と電話で話をした。

校長は、これまでとってきた学校の対応を説明したところ、Aの母親から、Bについて、Bが令和3年11月11日の平和学習の際、バスの中で、聞こえる様にAについて何か悪口を言ったこと、Aが令和3年12月23日に早退する際、Bが「もう帰るの、 かなあ」と言ったこと、令和3年11月頃の「10カウント」の件のことを伝えられ、また学校の対応はこれらの対策になっていないため、Bへの個別指導の強化を求められた。

学校は、これに対し、今後も、見守りを継続することを伝えた。

なお、校長が、平和学習のバスの中の出来事について担任に確認したところ、Aはバスの後席の方に座り、Bは一番前に座る担任の一行後ろの席に座っていたが、担任は、BのAへの悪口について、聞いていないとのことであった。

オ 1月下旬

Aの保護者は、市教育委員会の本件担当者と本件について話をした。

Aの保護者によれば、同担当者から、Aがプラス思考になったらいいのという発言があり、Aの保護者は、その発言にショックを受け、市教育委員会を頼ることができないと思うようになり、以降、市教育委員会へ連絡をすることもなくなったとのことである。

(2) 令和4年2月1日～同年3月31日

ア 2月17日(木)

Aの父親から担任に、令和3年11月の「10カウント」の件について、AがBに直接会って話をしたいと言ったのに担任が止めた理由を知りたい、またいじめは続いており、学校に不信感を持っている旨の連絡があった。

学校によると、担任は、上記Aの父親の連絡に対し、令和3年11月4日に「10カウント」の件で、AがBに対して直接話をしたいとあったが、それが実現しなかった経緯について、担任がAとBの二人を直接接触させていいのか判断がつかなかったため、学年主任に相談しようと考えてAに対し少し待つように言ったところ、11月8日の朝に、Aから担任に対し、直接もうBと話をしなくてもいいと伝えられたという説明をしたとのことである。

なお、2月3日又は4日、Aは、9月まで通っていた医療機関とは別の[]が設置されている医療機関を受診している。

イ 2月18日(金)

校長は、Aの母親に対し、「10カウント」の件について、担任から聞いた内容を伝えたところ、Aの母親から、Bの保護者に対してAとAの

保護者がBの行為により苦しんでいることを伝えてほしいこと、またBの保護者が謝罪の場で「ミゾオチボディブロー」と発言したことについて、Bの保護者からAとAの保護者に謝罪をして欲しいとの要望があった。

同日、Aの母親から校長に対し、次のことが伝えられた。

- ・ Aがこの日早退する理由は、Bのいじめが継続していることにあること
- ・ 令和3年11月の「10カウント」の件の際、AがBと直接話ができなかったのは、担任に止められたためであったこと
- ・ 同年12月にAが早退する際に、Bが「もう帰るの、 かなあ」と言ったこと
- ・ Bの保護者の発言と、そのことについて謝罪がないことへの不満
- ・ Bに別室登校をしてもらいたいとの希望

学校が講じている見守り体制では、改善がみられないため、Bを終日見守る教員の配置の希望、それが難しければAが安心できる対策を用意して欲しいこと

ウ 3月3日（木）

担任は、Aの母親と連絡をとり、Aの母親から、Aのカウンセリングの状況等を聞いた。

エ 3月25日（金）

終業式の日であったが、Aが のため欠席した。

担任が母親に電話で連絡をとった上で、A宅に通知表等を届けた。その際、担任は、AやAの保護者とは会わず、ポストに投函した。

オ 3月29日（火）、30日（水）

同月29日Aの母親からAが学校にスリッパを忘れたことを心配しているとの連絡があったため、担任がA宅にスリッパを届けた。

そして、翌30日、Aの母親から担任に対し、スリッパについてお礼と学校や先生に不信感があり、払拭できずにいることのメールがあった。

7 令和4年度1学期（Aの2年生時）

(1) 4月6日（水）

Aの母親から学年主任に対し、Aが友達と廊下を歩いていると、教室の廊下側に座っていたBが、パーテーションの窓越しに、「わっ」と驚かしてくるようなことがあったとの連絡があった。

なお、学校は、AとBのクラスを分け、AとBと仲の良い者がAとBそれぞれ均等に同じクラスになるよう工夫したクラス編成をとっていた。

もっとも、それぞれの教室の位置関係は、Aがお手洗いに移動する際には、Bの教室の前を通らないといけな位置関係となっていた。

そのため、Aの保護者によれば、Aがお手洗いに移動する際、Bが「Bも行こう」と言ってAについてくることもあったとのことである。

(2) 4月7日（木）～19日（火）

Bは、4月7日から同月18日まで欠席した。

4月7日、学年主任は、Aの母親に対し、Bが欠席していること、Bが登校するようになったら、事実確認及び指導することを伝えた。

4月19日、学年主任がBに事実確認をしたところ、教室の廊下側に座っていたBは、急に人が見えて驚いて声を出したということであり、特にAを意識したものではないということであった。

学年主任は、Bに対し、Aとの接触については、気を付ける様に指導した。

そして、同日、学年主任は、Aの母親に対し、Bから確認できたこと及び指導内容について連絡をした。

(3) 4月28日（木）

Aは、中学2年生になり、クラスがBとは別になったが、上記のようにBとの接触は避けられず、また、これまでの経緯で学校側に悪感情を抱いていたことから、転校したい旨をAの保護者に伝えていた。

そして、Aの保護者は、4月の中旬から転校の手配をし、4月28日、

Aは転校した。

Aの保護者によれば、Aは、今後も[]を続けるために希望の進学先があり、そのために学校の出席日数等が大事になるため、本事案以降、フリースクールにも行こうとしたり、学校にも通うようになったりしたが、Bとの関わり合いが無くなることはなかったため、転校を決意するに至ったとのことである。

8 Aの欠席状況とフリースクールの利用

学校作成の出欠簿によれば、令和3年度、Aは、令和3年10月に1日（病気による欠席以外の欠席）、11月に1日、12月に体調不良による病欠2日とフリースクール通級2日、そして3学期に入ってから、1月にフリースクール通級8日及び進級した4月に体調不良による病欠で1日、欠席している。

第4 調査結果について

1 いじめに関する事実判断

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為…であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」（法2条1項）。

なお、平成17年の定義の変更及び平成25年の法律制定以前は、いじめられた児童の立場に立って判断することを前提に、自分より弱いものに対して一方的に身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、その相手方が深刻な苦痛を感じているものが、「いじめ」とされていた（「児童生徒の問題行動等生活指導上の諸問題（諸課題）に関する調査」参照）。

しかし、平成17年の定義の変更及び平成25年の法律制定により、いじめの早期発見という観点を重視して、立場の強弱や攻撃と呼べる程度の行為であること、その攻撃が継続的になされていることや、及びそれにより深刻な苦痛を被っているかどうかにかかわらず、また仮に行

為の対象となる児童自身が相手方に対し心理的・物理的行為を与えていたとしても、当該児童に対して心理的又は物理的な影響を与える行為があり、それにより対象となった児童が心身の苦痛を感じていれば、「いじめ」として対応すべきこととなった。

本事案では、Bが行った、「A、うざい、死ね」と紙に書き、それを周りの生徒が見ることができるような状態で広げた行為（第3、3項）、Bが同級生に対し、「Aさんってうざくない」と言った行為（第3、4項（1）イ）、AがAの友人と二人でいるときに、その友人に対して、「10秒以内に帰ってきなさい」と言って、Aと友人が話し始めると10カウントが始まり、カウントが終わると同時に、その友人がBのもとに戻らないといけないという状況を作る行為（第3、5項（2）ア、「10カウント」）及びAが早退する際、BがAに聞こえる声で「もう帰るの、 かなあ。」と言った行為（第3、5項（3）エ）は、「心理的…な影響を与える行為」にあたると思われる。

そして、これらの行為によりAは精神的苦痛を感じていることからすれば、これらの行為は、法2条1項に規定する「いじめ」に該当する。

よって、学校は、「いじめ」事案として適切に対処する必要があった。

2 重大事態の判断

前項の「いじめ」に該当する行為の一部（Bが「A、うざい、死ね」と紙に書き、それを周りの生徒が見ることができるような状態で広げた行為及びBが同級生に対し、「Aさんってうざくない」と言った行為）が為された後の令和3年8月2日、Aの保護者から学校に対し、重大事態の申立をするとの連絡が為された。

そして、学校は、同月3日、このことを市教育委員会に報告し、同月18日、Aの保護者から医療機関の受診や重大事態の申立てについて確認した上で、法28条1項1号の重大事態発生の疑いがあると判断し、法30条1項に基づき、重大事態が発生した旨を市教育委員会に報告し

た。

同月20日、学校から報告を受けた市教育委員会は、法30条1項に基づき、市長に重大事態の申立てがあったことを報告し、同年9月2日、法28条に基づき、当調査委員会に対し、重大事態に係る事案として諮問した。

このように、学校は、令和3年8月2日のAの保護者の重大事態の申立てがあった後、同月18日から本事案について重大事態の疑いがあるとした取り扱いをしている。

3 学校の対応について

(1) 被害生徒の心情の確認と配慮不足

ア 謝罪の場の設定における被害生徒の心情の確認と配慮不足

令和3年7月10日、学校は本事案の解決を図るため、B側の要望を受けて、Aの謝罪の場を設けている。学校はこの時、Aに謝罪の場を設けることを提案して意志を確認しているが、Aは謝罪を受けたとしても、まだ受け入れられる状態にないことをはっきりと伝えている。しかし、学校側はAに、謝罪されたときに何も言わなくてもいいからと、Aを半ば説得する形で謝罪の場を設けている。その結果、今回の謝罪の場の設定は、謝罪しなかった加害生徒側のBからすると謝罪して終わりになり、被害生徒からするとただ謝罪を聞かされただけになってしまっており、結果的にその後のお互いの心境の差は拡大して、関係の修復や改善からは遠ざかっていたものと推察される。

国のいじめ防止基本方針によれば、「(中略) いじめられた児童生徒に寄り添い支える体制をつくる。」(7頁) ことが、いじめられた児童生徒又はその保護者への支援として明記されている。また、学校のいじめ防止基本方針(令和3年度)においても、【いじめられた生徒への対応】として、「③冷静にじっくりと生徒の気持ちを受容するとともに、その生徒のよさを見つけ、認め、共感的に受けとめる姿勢で臨む。」(8頁) とさ

れている。

しかし、学校はこの謝罪の場を設ける過程において、Bの要望には応じたものの、Aの心情を確かめて、それに配慮した形跡は認められない。学校は被害側であるAに謝罪の場を設けて良いかを確認しているが、その前に学校がAに確認すべきは、Aは、BやBの行為をどのように感じていたか、また、学校にどのように対応してもらえると、今より少しでも安心して過ごせるかといった点から、Aの心情や要望を確かめて、それを尊重して対応することであったと考えられる。

被害側のAの心情や意向が確認できるまでの間は、例え加害側や保護者が謝罪することを望んでいたとしても、被害を受けた児童生徒本人が、それをまだ受け入れられる状態になれば、学校はそのことを加害側に伝えて、被害側の心情に十分配慮すべきことなどを説明する必要があった。さらには、こうした過程を経ずに、殊更謝罪の場を設けるべきではなかったと考えられる。

イ 加害生徒への対応に係る被害生徒の心情の確認と配慮不足

令和3年7月14日、学校はこの日半日でBの聴き取りを済ませた後に、Aに確認せずにBを教室に戻そうとしたが、Aの保護者がそれに反対したことで、Bは翌15日まで別室登校となった。

校長によれば、校長がBと面会したところ、Bが反省しているように思われたこと、及びBの授業を受ける機会を確保する必要があると考えたことから、市教育委員会に相談の上、Bを教室に戻そうとしたとのことである。また、このことについて校長は、学校の生徒指導について話し合う中で、Aの保護者に、「AもBも大切な生徒であり、Bを信じるのが教育」と考えている旨を伝えている。

Bを教室に戻すことは、Aからすると、かなりの不安を伴う対応であるため、その後Aの保護者から連絡を受けて結果的に教室に戻す対応を延長したが、本来学校側は、Aの保護者に話す前に、A本人に確認すべき事項であったと思われる。

さらに、ここで学校が、精神的苦痛を受けている被害側のAに、加害側の「Bを信じる」という発言をすることは、Aに学校はどちらの味方なのかというような不安を与える発言であり、さらなる精神的苦痛を与える可能性のあった対応であったと思われる。

よって、学校はこの点においても、被害側のAの心情に対する配慮が不足していたものと考えられる。

ウ 個別指導実施時の適切な配慮について

令和3年12月23日に、Aは同級生から、「保健室に行ったら減点される」と言われていたことから、それを知った担任は、同級生の前で両腕をつかんでAにそういうことはないと言指導した。

Aは当時、時折学校を欠席したり、フリースクールへ登校したりしていた時期であり、保健室利用が実際には減点などの評価に影響しないものであったとしても、それを同級生の前で言われること、及び信頼関係がゆらいでいた担任から両腕をつかまれて指導されたことに苦痛を感じていた。学校はこうしたことについて、生徒の心情を確かめたり、生徒へ伝えたりするためには、それを別室で個別に行うなどの配慮が必要であったと思われる。

(2) 被害生徒側の訴えの確認と対応の問題

ア 「ミゾオチボディブロー」等の訴えの確認と対応の問題

令和3年7月13日の謝罪の場において、Bの保護者からAの保護者に対して、Aも友人（同級生）に「タックル」をしており、さらにこの場では一回だけであったが、「ミゾオチボディブローもしている」という発言があった。この発言について学校は、「ミゾオチボディブロー」はミゾオチに対するタックルということで、「タックル」に含まれる行為と捉えていた。どうして同じ行為と捉えていたのか詳細は不明であったが、「タックル」について話されている文脈で、「ミゾオチボディブロー」という発言が一回のみであったことも、学校側が混同する要因となった可能性は考えられる。しかしいずれにしても、AとAの保護者は、「タック

ル」と「ミゾオチボディブロー」は別個の行為と捉えていた。

その後の学校による調査で、Aが同級生のうち一名に「タックル」と呼ばれる、自分の肩や頭などの体の一部を、相手の胴体に押し付ける行為をしたことはわかったものの、学校側は上述のように「ミゾオチボディブロー」は別個の行為と捉えていなかったため、こちらの行為については調査を行わず、Aの保護者へ報告も行っていなかった。

そのため、「タックル」と「ミゾオチボディブロー」を別個の行為と考えていたAの保護者は、同年7月21日に、「ミゾオチボディブロー」についても本当にあったのかどうか確かめてもらいたいと考え、謝罪の場における録音を聞き直して欲しいという要望を、学校へ伝えている。しかし、学校はこの時点でも「ミゾオチボディブロー」は「タックル」と同じ行為と捉えていたため、新たに調査は行わなかった。

Aは、自分の身に覚えのない行為をBの保護者から指摘されたことで、また学校へ行ったら、自分に身に覚えのないことをやると非難されるのではないかということに強い不安を感じており、このような不安の存在が、令和3年11月～12月にかけての学校の欠席やフリースクールへの通級にもつながっていたと、AとAの保護者は述べている。

同年7月21日のAの保護者から申し出を受けて、その申し出の確認を学校がこの時行っていれば、それまでの「タックル」と「ミゾオチボディブロー」が同一であるという認識は修正されたのではないかと推測される。しかし、最後までこうした対応や認識の修正は行われず、結果的にAの登校への不安は払拭されないままであった。

学校は、Aの保護者の話について、先入観を持たずに理解と対応に努めるべきであり、学校が保護者からの録音を聞き直して欲しいという要望があった時点で、自分たちの理解を保護者に伝えて確かめるといったことをしていれば、このAの登校への不安はより早期に解消、もしくは改善されていた可能性は否めない。

イ フリースクール利用に関する確認と説明の問題

令和4年1月13日、学校はAの調査書の記入については、調査書は要録の内容を記載するものであるから、フリースクールに通っていることを記入しなければならないが、この記入をもって入試に不利になることはない旨を、Aの保護者に伝えたとのことである。一方、Aの保護者によれば、学校からは、フリースクールに通っていることが調査書に記載されても入試に不利にならないという説明を受けたのではなく、フリースクールに通っていることが調査書に記載されていても、今後、入試までに出席日数が増えれば、出席日数が増えていっているという傾向が良い方に評価される、という説明があったと述べている。

学校側の説明と、Aの保護者による認識には違いが見られ、このことによってAは、フリースクールを利用することが進学に不利になると考えて、不安や焦燥感がより高まった可能性が考えられる。学校は、フリースクールの利用について、より正確な情報をAやAの保護者と共有して、A自身が登校や学校外の機関を利用する判断を援助できるように対応すべきであったと思われる。

ウ 「10カウント」の行為に関する確認と対応の問題

令和4年1月中旬頃、Aの母親は、学年主任に対し、「10カウント」の件について話をしたところ、学年主任は、その「10カウント」の件のことを今初めて聞いた旨の返答をし、聴き取り等を行うことをAの母親に伝えたが、実際には令和3年11月に既に「10カウント」の件を担当から報告及び相談を受けて知っていた。その後、学年主任はAの母親が電話で用いた「10カウント」という話は、令和3年11月に担任から聞いた話と同じ話であることがわかったが、そのことについて、母親に連絡して説明はしていない。

一般的にコミュニケーションにおいて、お互いの理解に相違が生じることや、時間の経過が記憶に影響を及ぼして相違が生じることがやむを得ないと考えられるが、本事案においては、令和4年1月26日から少なくとも1月末までの間に、学校は「10カウント」の件を初めて聞いて

たという理解は、誤解であることがわかったと思われることから、その時点で学校がAやAの保護者に説明して修正することは可能であったと思われる。

この「10カウント」行為は、第4の1項で述べた通り、Aに精神的苦痛を与える「いじめ」行為である。AやAの保護者からすれば、このような精神的苦痛を与え得る重大な行為について、学校と被害児童側とで双方で認識を共有しておくことは、その後の学校生活の安心に大きく影響を与える事項である。

よって、学校は、令和3年11月4日に「10カウント」行為を把握して対応していたのにも関わらず、翌年1月に保護者からこの連絡を受けた時に初めて聞いたような対応をしたこと、及び学校はその後、初めて聞いた話ではないことがわかったにも関わらず、その後に修正の連絡を行わなかったことは、AやAの保護者からすると、学校生活への不安がより長引き、学校への不信感も増大につながっているため、不適切であったものと考えられる。

(3) 被害生徒へフォロー体制と情報共有

学校は、Aの保護者の要望にもとづくいじめの再発予防策として、Aのクラスに常に教員が在中してAや加害生徒を見守る体制を、令和3年7月16日から令和4年3月まで取っている。この対応については、被害生徒保護者も学校がよく対応してくれていたと認識している。

一方で、こうしたAやBの見守り体制はあったものの、Bの「10カウント」行為は令和3年10月頃から、同年11月4日にAと同級生が担任に訴えてくるまで学校側は把握できなかった。

学校は、再発防止策として、Aには生徒指導担当教員が対応し、Bへは担任が定期的な聴き取りを行うことで、再発が防止できているかどうかを確認していた。しかし、本調査において、Aに対して心身の苦痛が繰り返されていないかを確認するための定期的な聴き取りについては、

生徒指導担当教員が退職したとの理由で、学校にはその対応を確認できる資料がなく、他の教員もその対応内容を把握していなかった。

学校のいじめ対応においては、国のいじめ防止基本方針においても組織的な対応が求められていることからすると、生徒指導担当教員によるAへの定期的な聴き取りについて、その実施記録が保管されず、また組織としても共有されていなかったことは、学校の組織的な対応が不十分であったと思われる。

(4) いじめに関するアンケートの実施状況と内容について

ア 本事案における個別アンケートの実施について

令和3年7月10日に、Aの保護者から本事案に関するアンケートを臨時で行うように学校へ要望しているが、学校は「混乱を招く」という説明によってアンケートを実施していないとのことである。学校は、いじめ事案の対処においては、被害側であるAや保護者に説明や理解を得ながら対応することが求められるが、本説明に関してAやAの保護者がその説明や理由を理解できていないことからすれば、学校側の対応は十分であったとは言い難い。

よって、本事案においては、学校は個別アンケートの実施の有無について、保護者に理解が得られるように十分な説明を行う必要があったと思われる。

イ 学校全体のいじめに関するアンケートの内容について

本事案は、学校が定期的に行っているいじめに関するアンケートでは、学校は把握することができていない。

本事案の学校のいじめに関するアンケートについて、その内容を確認したところ、「1. 学校生活で、いじめられたり、いやな思いをしたことがありますか。」などの質問項目で構成されており、質問項目に「いじめ」という用語がそのまま使われていた。しかし、「いじめ」という用語をそのまま質問項目にもちいると、実際には児童生徒が心身の苦痛を感じていたり、また与えていたりしたとしても、「ふざけて遊んでいただけ」と

思っている場合など、「いじめ」の認識が被害者、加害者、目撃者に無ければ、その質問項目にチェックをつけないことが推測される。例えば、文部科学省の「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」でももちいられているような、「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。」「仲間はずれ、集団による無視をされる。」といった、いじめであるかどうかの解釈が影響しにくい、加害行為そのものを確認するような項目の方が望ましいと思われる。

以上のことから、本事案の学校のいじめアンケートは、質問項目が適切とは言えず、適切であれば、より早期に本事案においてもその端緒を把握できた可能性も考えられる。

ウ 学校全体のアンケートの実施状況について

学校全体のいじめに関するアンケートは、令和3年度の学校いじめ防止基本方針（8頁）によると、8月以外毎月実施して、それにもとづく聴き取りを行うこととなっている。しかし、調査委員会が市教育委員会を通して提供を受けて実施が確認できたアンケートは、令和3年度の5、9、10、11、1月の5回のみであった。

本事案において、Aや保護者の述べる通り、令和3年5月にAとBの関係が悪化したことがあったとすれば、もし本アンケートが前項で指摘したように適切な質問項目で、同年6、7月に予定通りアンケートが実施されていれば、それを早期に把握して未然防止できた可能性もあり得る。

文部科学省が公開している「令和3年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について」（46頁）によれば、いじめの発見のきっかけは、「アンケート調査など学校の取組により発見」が、47.4%と発見経路としてはもっとも高い割合を占めている。このことからすれば、同アンケートがいじめの早期発見対応において重要であることに疑いの余地はなく、実施頻度が低くなることは、そのまま発見の機会が減ることにつながる危険性がある。

よって、学校側は自らが定めた方針にもとづいて確実にアンケートを実施すべきであり、それがなされていなかった点については対応が十分であったとは言い難い。

(5) いじめの未然防止について

学校のいじめ防止基本方針について、国のいじめ防止基本方針には、以下のように記載されている。

【いじめ防止基本方針】 25頁

「(中略) 策定した学校いじめ防止基本方針については、各学校のホームページへの掲載その他の方法により、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講ずるとともに、その内容を、必ず入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。その内容を、必ず入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。」

しかし、本事案において学校は、いじめ防止のための基本方針を、令和3年度にホームページに掲載していたが、入学時や各年度の開始時に児童生徒や保護者に説明を行っていなかった。

どのようにいじめの未然防止や早期発見に取り組むべきであるのかについて、児童生徒や保護者を含む関係者の共通認識がない状態では、実効的な未然防止や早期発見を行うことは困難である。この点において、学校のいじめの未然防止については不足していた。

ただし、学校が独自に行っていたいじめの未然防止の取り組みとして、人間関係で争いが起こった際の解決スキルなどを教える「XXXXXXXXXX」については、いじめ防止基本方針に沿って、各学年で実施されており、この点は積極的な未然防止の取り組みとして実施を評価することができる。

4 市教育委員会の対応について

(1) 市教育委員会の本事案での役割

市教育委員会は、本件事案については定期的に学校からの報告を受け、さらに数回、Aの保護者からの連絡、相談も受けていたと認められる。

そして、市教育委員会においては、学校やAの保護者から、本件事案の状況や、学校側の対応の詳細を尋ねることで、具体的に適切な対応等を指導・指摘等することができた可能性もある。とすれば、市教育委員会は、学校やAの保護者等から、随時具体的に学校の本事案の対応について適切に行うことができているか等について、具体的に確認を行うべきであった。

この点、市教育委員会が上記のような対応をすることが困難であったのは、配置人員の人数等を原因とする市教育委員会の職員の業務過多もその1つと考えられることから、市教育委員会は、上記の点から、体制の見直しなどを検討すべきである。

(2) 被害生徒の心情の確認と配慮に関する助言指導

本事案において学校側は、被害生徒のAの心情の確認や配慮という点において、対応が十分であったとはいえない状況であった。具体的には、第4の3で述べたように、謝罪の場の設定、加害側のBを別室から教室へ戻すときの判断において、学校側は被害側のAの心情を確認して配慮することが必要であった。

市教育委員会は、令和3年7月10日に学校側から連絡と相談を受けた際に、学校に対し、法に則した対応を行うように指導を行っている。しかし、これら謝罪の場の設定等にあたっては、より踏み込んで、市教育委員会は学校側の対応について、それが被害生徒側の心情を確認し、十分な配慮がなされたものであるかを確認して、助言指導を行うべきであったと思われる。

(3) 被害生徒側の訴えの確認と対応に関する助言指導

令和3年7月13日の謝罪の場において、Bの保護者が述べた、Aが同級生に「ミゾオチボディブローもしている」という発言について、A

の保護者は、学校へ繰り返し録音を聞き直すなど事実の確認を求めているが、最後まで、学校側は「タックル」と「ミゾオチボディブロー」は同じ行為と捉えていたため、「ミゾオチボディブロー」については詳細な調査を行っていないかった。

Aの保護者は、令和3年9月24日に、市教育委員会にも、学校に「ミゾオチボディブロー」について対応して欲しいと思っている旨を伝えている。この時、市教育委員会は、学校へ「ミゾオチボディブロー」についてどのように捉えているのか確認を行った形跡が認められなかったが、市教育委員会もAの保護者の要望にもとづいて学校へ対応状況を確認していたら、「タックル」と「ミゾオチボディブロー」が別の行為として語られていたことや、Aの保護者と学校の理解の相違に気がつくことができた可能性はあり得る。

第5 支援方策及び再発防止に向けた提言

1 学校への提言

1 いじめが疑われる事案への生徒指導の在り方の共有と研修の実施

いじめが疑われる事案が発生した際、今後類似の事象を防ぐためには、学校による情報収集や事実確認を行い、当事者である生徒がその事実経過をそれぞれどのように認識して、対応したのかという経緯を把握する必要がある。この経緯を把握するプロセスそのものが、生徒の状況把握や言語化の力を育む機能がある。

こうしたプロセスを経た上で初めて、本来はどのように対応することが適切だったのかということ、生徒も考えることが可能となり、最終的に当事者間での謝罪や関係改善に至ることができる可能性も増すと思われる。しかるに本事案においては、第4の3項で示したように、謝罪の場を設けるまでの過程において、被害生徒の心情の確認や配慮が不足しており、加害生徒への指導のあり方についても十分とはいえない状況であった。

また、第4の3(3)で記載したが、「10カウント」の件について、実際学校はすでに情報を共有していたが、そのことを保護者へ連絡していなかったために、保護者から学校への誤解や不信感は増幅してしまっている。上述したようないじめの個別指導や支援の経過、及び学校の指導方針については、適時確実に記録して、組織で情報共有を図ると共に、保護者にも連絡して経過を共有しておくことが必要である。

いじめが疑われる事案の生徒指導は決して簡単ではないが、まずはこうした事案が生じた場合の対応の順序、そして、特に被害生徒を中心とした関係生徒の心情の理解や配慮について、学校いじめ防止基本方針を元に学校で研修を行うこと、及び各教員が抱えている疑問や不安、気になることも、できるだけ年度の早いうちに少しでも解消できるように、今後研修等の場で確認を行うことを提案したい。

2 早期発見対応のためのアンケートや教育相談活動の連動

本事案では、事案発生後の見守り体制において被害生徒本人にいじめが解消しているかどうかの教員からの定期的な確認がなかったこと、アンケート項目が適切でなかったこと、及びアンケートが学校いじめ防止基本方針の計画通りには実施されていなかったことが問題として挙げられる。

よって、今後はいじめが疑われる事案の早期発見、及び指導後にいじめが解消しているかどうかの確認のためにも、いじめアンケートについて、文部科学省の生徒指導提要や国立教育政策研究所の知見を参考にし、内容を改善し、実施スケジュールについても見直しを求めたい。またアンケートについては、集計、保管、活用がシームレスに行われることが望ましいため、現在生徒が利用可能なタブレットを活用して実施するなど効果的な運用となるように、学校は市教育委員会とも相談して、工夫してもらいたい。また特に無記名でアンケートを実施している場合、アンケートのみで早期対応は難しいため、担任が生徒と個別に面談を行う教育相談週間等に合わせてアンケートを実施し、そのアンケート結果

を元に教育相談を実施するなど、連動した取り組みの促進を行ってもらいたい。

3 いじめを未然防止するための取り組みの促進

学校では、いじめの未然防止の取り組みの一つとして、人と意見が異なる時など、生徒が困った場面に直面した時に上手に解決する力を育むために、「XXXXXXXXXX」を行っており、令和3年度には年3回実施している。文部科学省の生徒指導提要でも、積極的な先手型の常態的・先行的（プロアクティブ）な課題予防的生徒指導を推奨しているが、学校の取り組みはまさにこれに該当する。学校のこうした未然防止のための取り組みがなければ、本事案以外にもさらに問題が生じていた可能性は否めず、引き続き積極的な未然防止の取り組みとして継続的な実施を期待したい。

同時に、こうした未然防止のための取り組みとして、学校で策定して、ホームページにも掲載されている学校いじめ防止基本方針についても、国のいじめ防止基本方針（25頁）に記載されているように、必ず入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明することを求めたい。

学校がどのようにいじめの未然防止や発見、またいじめに対処する必要があるのかということ、児童生徒や保護者も理解しておくことで、いじめが発生した場合にも相談しやすくなることが期待できる。また、いじめを行ってしまった際の学校の対応を周知しておくことは、いじめの発生を抑制する効果も期待できるものと思われるため、今後の確実な実施を提案したい。

また、学校いじめ防止基本方針を周知した後には、この方針に沿った対応が実際どの程度行うことができているのか、できなかったのかについても、毎年度点検を行い、見直しを継続的に行うことを求めたい。

2 教育委員会への提言

(1) 被害生徒の心情の確認と配慮に関する助言指導

被害生徒の心情を確認し、それを尊重することは、いじめ対応の基本になると思われるが、被害生徒本人がまだ謝罪を受け入れる準備が整っていない段階であっても、加害側が謝罪を希望する場合や、保護者も謝罪を望む場合には、本事案以外においても、被害生徒の心情が配慮されないまま、謝罪の場を設定してしまうなど、形式的な対応が進んでしまう恐れがある。

よって、市教育委員会においては、あらためて本事案の発生をふまえて、いじめ事案の積極的な状況の把握や理解に努め、学校の対応が当事者である児童生徒の心情を踏まえたものであるかどうか、確認や助言指導を行うことを求めたい。

(2) 早期発見のためのアンケート内容と実施状況の把握や指導

本事案では、いじめを早期発見し、その後の解消を判断する資料の一つにもなるいじめアンケートが、学校いじめ防止基本方針の計画通りには実施されておらず、またアンケート項目についても「いじめ」という解釈によって回答が異なると思われる言葉がそのまま用いられるなど、改善を要する点が見受けられた。いじめアンケートは、学校に応じた追加の項目などが必要となる部分もあるかもしれないが、全体的には学年や発達段階に応じて共通する部分の方が多いと思われる。

そのため、市教育委員会においては各学校のいじめアンケートの内容が適切なものとなっているかどうかの確認や指導を求めたい。またあわせて、アンケートが学校いじめ防止基本方針に沿った実施、活用、保管ができていくかどうかについても、確認や指導をお願いしたい。特に、アンケートを紙媒体で実施して保管する場合は、入力や集計の労力と時間、及び保管場所の問題が生じるため、タブレットを活用するなどのより効果的で効率的な実施運用のモデルを構築し、発信することを期待したい。

(3) 学校におけるいじめ防止基本方針の説明の徹底

市教育委員会は、各学校のいじめの未然防止、早期発見・早期対応、及び適切な事案対応がなされるように指導・助言する立場にあり、国のいじめ防止基本方針25頁には、学校がいじめ防止基本方針について、「その内容を、必ず入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。」とされているが、本事案の学校においてはなされていない。同様に、鹿児島市いじめ防止基本方針の12頁においても、「策定した学校基本方針については、その内容を、必ず入学時、各年度の開始時に児童生徒やその保護者に示すとともに、学校のホームページで公開するなどの工夫を行う。」とされているが、市教育委員会が学校へ、学校いじめ防止基本方針を児童生徒や保護者へ、年度当初に説明するように指導した形跡は見当たらない。学校を指揮、監督すべき立場にある市教育委員会からは、市内の学校に対して、そうした必要な説明が学校で行われているのかどうかを把握し、指導する必要があると考えられる。

よって、本事案において学校は、児童生徒や保護者に学校いじめ防止基本方針を、入学時にも年度当初にも説明をしていなかったが、こうした説明がどの程度なされているのか、またなされていないのかについて、実態を把握することを市教育委員会には求めたい。学校いじめ防止基本方針は、それを説明することによって、①教職員同士が組織的対応の流れを確認できるという効果、②いじめが起こった時の対応を児童生徒へ周知することによる抑止効果、③いじめが生じた時に児童生徒や保護者がどこに相談すれば良いかがわかるため、早期発見しやすくなる効果などが期待できる。

今後は学校いじめ防止基本方針の説明状況について、市教育委員会は各学校の説明の実施状況を把握し、説明が行われている学校では、誰を対象に、どのような形態、内容で行われたのかなども把握に努め、良い取り組みがあれば、それを他の学校でも取り入れることができるようにすることを通して、学校いじめ防止基本方針が、より実効的なものとな

るように努めてもらいたい。

(4) 学校におけるいじめの未然防止に係る取り組みの促進について

本事案の学校では、未然防止の取り組みとして「XXXXXXXXXX」を積極的に行っていた。こうした未然防止の取り組みについても、成果や課題を確認した上で、市教育委員会は先進的な取り組みとして集約し、市内の他の学校でも状況に合わせて活用することができるように、実践的な知見を集約して日頃の学校への指導・援助に活用してもらいたい。

第6 おわりに

本事案は、いじめ行為により、被害生徒が心身の苦痛を感じ、心身の不調を呈して医療機関を受診し、また学校を6日欠席（遅刻3日）し、最終的には被害生徒は環境を変えなければ学校生活を順調に送ることは難しいとの判断に至り、実際に区域外通学へと至った事案である。被害生徒本人からすると、この間の学級での生活、及び学校へ通えなかった日々は不本意であり、まさに心身の苦痛を伴うつらいものであったことが推察される。

学校は、いじめの未然防止に関して、「XXXXXXXXXX」に力を入れ、またいじめの訴えがあった際には早期に対応し、市教育委員会と連携を図り、再発防止のための見守り体制を取るなど、一定の対応を行ったことが認められた。

しかし一方で、「10カウント」行為などいじめを認知した後にも、再発を防止できなかった行為もあり、被害生徒の心情を尊重すること、信頼関係を構築すること、学校で組織的に情報を共有し記録を保管すること、また保護者への連絡や説明を確実に行うといった点においては、不十分と思われる点が認められた。

さらに、学校全体の取り組みとしては、学校いじめ防止基本方針の年度当初の生徒や保護者への説明や、いじめアンケートの実施計画に沿った実施は十分に行われておらず、アンケート項目の内容にも改善の余地

が認められた。

今後、学校における組織的な対応については、学校でいじめ防止基本方針をもとに全教職員でしっかりと共有して、事案が発生した際には児童生徒の心情を確かめ、それを尊重した適切な対応が取れるように準備を整えてもらいたい。

また、学校いじめ防止基本方針の生徒や保護者への説明や更新、及びいじめアンケートの実施については、本事案の学校だけでなく、鹿児島市内の他の学校も同様の状態である可能性があるため、市教育委員会においては、現状の把握と改善のためにリーダーシップを発揮してもらいたい。

学校や市教育委員会においても、人手不足や多忙化の影響は常にあると思われるが、いじめの未然防止や早期対応、適切な事案対処が行われなかった場合、余計に人手も時間もかかることとなり、悪循環に陥る恐れがある。

学校や市のいじめ防止基本方針やその取組みが、より実効的なものとなることを通して、子どもたちの間に適切な関わりが増えて、不適切な関わりであるいじめが生じにくくなること、またいじめが生じたとしてもその適切な認知をきっかけに、学校や家庭、地域の大人が過不足なく関わることで、その体験が成長の妨げではなく、成長に役立つものへと昇華されていくことを、調査委員会一同、心より願っている。

以上

【調査委員会 委員名簿】

	役 職	氏 名	所 属
委員長	学識経験者	吉村 隆之	鹿児島大学
副委員長	弁護士	小豆野 貴昭	鹿児島県弁護士会
委 員	医 師	生駒 季隆	鹿児島市医師会
委 員	警察官OB	田島 義郎	鹿児島県警友会連合会
委 員	学識経験者	益満 孝一	鹿児島純心女子短期大学
委 員	臨床心理士	松元 理恵子	鹿児島県公認心理師・ 臨床心理士協会
特別委員	弁護士	上野 真智	鹿児島県弁護士会

【調査審議の日程】

回	開催日	内 容
1	令和3年 9月 8日	調査委員会
2	同 年 9月22日	調査委員会
3	同 年10月 6日	調査委員会
4	同 年10月27日	調査委員会
5	同 年10月30日	聴き取り調査
6	同 年11月10日	調査委員会
7	同 年11月17日	調査委員会
8	同 年12月 1日	調査委員会
9	令和4年 1月 5日	調査委員会
10	同 年 1月18日	調査委員会
11	同 年 3月23日	調査委員会
12	同 年 3月29日	調査委員会
13	同 年 4月 5日	調査委員会
14	同 年 4月26日	調査委員会
15	同 年 5月 2日	調査委員会
16	同 年 5月10日	調査委員会
17	同 年 6月 4日	聴き取り調査
18	同 年 6月21日	調査委員会
19	同 年 6月28日	調査委員会

20	同 年 7 月 5 日	調査委員会
21	同 年 7 月 19 日	調査委員会
22	同 年 7 月 21 日	調査委員会
23	同 年 7 月 26 日	調査委員会
24	同 年 8 月 2 日	調査委員会
25	同 年 8 月 9 日	調査委員会
26	同 年 8 月 16 日	調査委員会
27	同 年 9 月 3 日	聴き取り調査
28	同 年 9 月 13 日	調査委員会
29	同 年 10 月 8 日	調査委員会
30	同 年 10 月 22 日	調査委員会
31	同 年 11 月 12 日	調査委員会
32	同 年 12 月 10 日	調査委員会
33	同 年 12 月 22 日	調査委員会
34	令和 5 年 1 月 5 日	調査委員会
35	同 年 1 月 10 日	調査委員会
36	同 年 1 月 20 日	調査委員会
37	同 年 1 月 30 日	調査委員会
38	同 年 2 月 13 日	調査委員会
39	同 年 2 月 14 日	聴き取り調査
40	同 年 2 月 21 日	調査委員会
41	同 年 2 月 28 日	調査委員会
42	同 年 3 月 14 日	調査委員会
43	同 年 3 月 22 日	調査委員会
44	同 年 3 月 28 日	調査委員会
45	同 年 4 月 18 日	調査委員会
46	同 年 4 月 25 日	調査委員会
47	同 年 5 月 2 日	調査委員会
48	同 年 5 月 8 日	調査委員会
49	同 年 5 月 22 日	調査委員会
50	同 年 5 月 29 日	聴き取り調査
51	同 年 6 月 6 日	調査委員会
52	同 年 6 月 13 日	調査委員会
53	同 年 6 月 19 日	聴き取り調査
54	同 年 6 月 20 日	調査委員会

55	同 年 6月27日	調査委員会
56	同 年 7月18日	調査委員会
57	同 年 7月25日	調査委員会
58	同 年 8月 1日	調査委員会
59	同 年 8月22日	調査委員会
60	同 年 9月 5日	調査委員会
61	同 年 9月12日	調査委員会
62	同 年 9月19日	調査委員会
63	同 年 9月25日	調査委員会
64	同 年10月 3日	調査委員会
65	同 年10月17日	調査委員会
66	同 年11月 8日	調査委員会

【関係資料】

- ・ 学校が策定した令和3年度いじめ防止基本方針（作成名義 学校）
- ・ 生徒の名簿（作成者 学校）
- ・ 児童生徒事故報告（作成日 令和3年7月14日、作成名義 学校）
- ・ いじめ防止対策推進法の規定による重大事態の申立てについて（作成日 令和3年8月18日、作成名義 学校）
- ・ 市立中学校いじめ事案に関する主な経過等（作成日 令和3年9月2日、作成 市教育委員会）
- ・ 市立中学校対応について（作成 青少年課）
- ・ 学校が行った一連の聴き取り内容の報告（令和3年7月9日から7月20日まで実施の13件 作成者 学校）
- ・ 学校提出資料（令和3年7月13日の録音データ、令和5年7月学校から提出分）
- ・ 学校関係者とA保護者との電話対応（令和3年11月から令和4年4月までの間 作成 学校関係者）
- ・ Aの学校生活アンケート11月回答票（作成者 A）
- ・ 医療機関の受診記録、診察券の写し（令和4年9月 A保護者から提出分）
- ・ 未然防止の取り組み（XXXXXXXXXX）（作成者 学校）
- ・ 医療機関の領収書の写し（5年2月 A保護者から提出分）
- ・ 保護者提出資料（当時の私の記録）（令和5年4月 A保護者から

提出分)

- ・ 保護者提出資料 (学校とのやり取り、IC レコーダー文字起こし)
(令和5年5月 A保護者から提出分)